伊奈家頌徳碑文集（原文と訳文）

川口市赤山陣屋跡

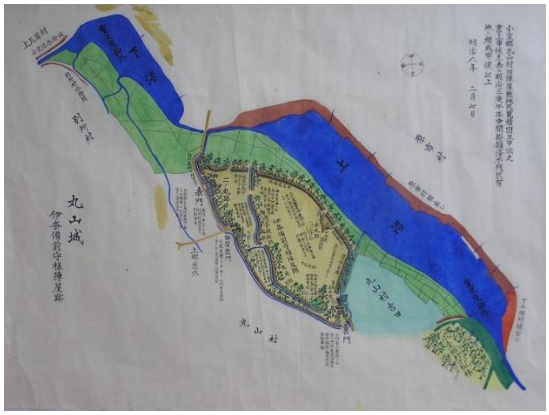

伊奈町丸山伊奈陣屋絵図

水戸備前掘忠次像

川口市キュポラ忠治像

須走伊奈神社の忠順像

付録　関東郡代伊奈氏の 200 年

伊奈家系図・丸山陣屋絵図

新井宿駅と地域まちづくり協議会（AGC）

目次

はじめに　３ページ

川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑（原文）　４ページ

川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑（訳文）　８ページ

水戸備前掘の由来　１８ページ

取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑　１９ページ

羽生市本川俣葛西親水公園の葛西用水元圦跡乃碑　２１ページ

駿東郡小山町須走の伊奈神社の伊奈忠順事績碑　２２ページ

駿東郡小山町吉久保の水神社の伊奈忠順頌徳碑　２４ページ

あきる野市五日市子生神社の野良坊菜の碑　２８ページ

付録

関東郡代伊奈氏の２００年年表　２９ページ

伊奈家系図　３３ページ

伊奈町丸山伊奈陣屋絵図　３４ページ

はじめに

伊奈家は関東郡代として２００年に渡り関東の天領を治めてきた代官です。治水灌漑に努め、殖産興業を奨励し、災害時には復旧にあたり、その事績は無数にかつ広範にあります。関東の民の敬慕の対象であった伊奈家を称えた言い伝えは多数残っていて、中でも碑を建立し、功績を刻んだものが今なお残っています。

それぞれの当地で事績の内容や建立の時期は様々ですが、長い年月を経てもやむことのない報恩の念が伝わってきます。しかし、石碑には現代語ではなく漢文で刻まれた碑文があり、必ずしも広く後世に伝えるとの目的が果たされていないように思えます。

このたび、伊奈家碑文として最重要の川口市赤山の伊奈家菩提寺の「朝散大夫備前権守伊奈氏碑名」をはじめとしていくつかの翻訳に挑戦してみました。はなはだ拙劣ではありますが、おおよその内容を伝えるために小冊子にしてみました。是をご覧ある方で誤訳を指摘していただける方がおりましたら、これこそ教えを乞うものであります。

ともあれ、この小冊子が碑文の目的である“広く後世に伝える”との目的の一助になるとすれば地元民として嬉しい限りです。郷土の偉人の偉業を身近に感じていただければ幸いです。

関東郡代伊奈氏の２００年研究班

川口市赤山伊奈家菩提寺源長寺の伊奈家頌徳碑

川口市赤山源長寺

伊奈家頌徳碑

「朝散太夫備前権守伊奈氏碑銘」（原文）

弘文学士院　林之道甫撰

夫辟草莱任土地、耕稼之便、而民饗其利。故李冰聞於蜀、史起顕於魏、鄭国増秦之富、白公饒漢之渠、共垂一時之功於竹帛者也。伊奈忠次者、李史之亜、而鄭白之流乎。其家譜謂、清和源氏満快之末裔也。満快曽孫為公、住信州伊奈、以邑為也氏、世々歴々、至忠基移参州、居小島城、奉仕広忠君。忠基生忠家、是忠次父也。忠次初名熊蔵、少有大志、奉拝東照大神君。経歴参遠駿之間、勤省劍開墾之事、謁富国撫民之力。天正十八年、豊臣関白、東征相州北条氏、神君使忠次監参遠駿三州水陸事。殊諭曰、富士川奔流急迅、宜方舟繋連為假梁、令士馬無沈溺之患。忠次巡視経営竭力其功暫漸成、既而関白至参州吉田駅、其従如雲。

時霖雨大風、関白進馬自若。諸将皆雖欲其信宿、畏関白不能言。忠次跪馬前啓曰、風烈雨、士卒労、暫停御轅於茲。関白叱曰、留連経日、則前途大堰富士川、可容易得済哉、不如凌風雨而速住也。汝以謂何。忠次重啓曰、如小軍則宜任台慮、今四十万騎之衆、冒雨受風、競済大川、必有流没之禍。若不幸有十人之溺、則訛言以為千百人。此令敵得利増勢也。況戦期末刻日、則不如暫憩大駕休士卒。殿下武威赫々、海内畏伏。豈以数日之遅速可拘勝敗哉。関白曰、善哉汝言也。及留滞三日、而雨晴風静、大軍進発無滞、舟梁亦成。大堰富士川不病渉也。衆皆喜曰、忠次一言、令数十万士得三日之息也。累月北条氏繊矣。神君始管関左八州、登時関白、以北条倉粟数十万斛附。神君令忠次留与官吏計算之、而神君与関白、進向奥州。忠次不日而及途中、神君曰、倉原多員粟米億兆想可歴旬畢、汝何速也。忠次啓曰、臣謂粟縦多、不可減之、縦寡亦不可増之、故毎倉、使官吏与某相共封印。而郷邑田畯、記其納税之数、然則、彼此之不容私者明矣、以是弁事也。若夫毎倉点検毎斛商量、則費許多日、何益之有。神君聞而奇之。関白亦怪官吏早至、而問其故。官吏以忠次之言対焉、関白大感激曰、我久識忠次有才量、今般之所為、最知決断絶倫、未知決断絶倫、未知我麾下、有如此之人否、彼若仕我、則昇萬石、神君欣然、乃賜参州小島旧塁、及武州小室鴻巣等一万石。而掌八州之貢税、補市川松戸房川三関之吏。曽在

常州時、不軌之輩、蜂起蜂同、忠次急催部下之衆、合囲悉誅之。慶長五年神君東討上杉景勝、暫駐御馬於房川、忠次奮然進曰、願令徴臣守此、則雖数万之寇競来、不能済利根川。神君可其言而許之忠次、令長男忠政従御籠而遣之。既而天下統一、賞塁歳之労、叙従五位下、号備前守、其所掌如前。忠次能聴民間之訟、糺寇盗之奸、勧嫁穡之業、正田疇之界、浚溝洫、厚墻壁、芟莠草、蒔苗種、海畔煮塩、山麓熾炭、栽桑麻楮漆、察金銀銅鉄硫黄塩硝之気、知土産薬草之宣、而有無交易、各得其利、巡検八州、尋水路之源、量高低、較広狭、灌田野、種五穀、至水溢出之地、則壁岡陵、通其流而注於海、且按地利開墾田、凡其監撫百余萬石。積年之久、貢税倍従、戸口豊賑、挙世推以為良吏。神君嘉其富国之功、以其新墾十分之一、賜忠次彰其殊恩。所在郡邑、無駅郵舟梁之滞、経過人々皆喜。平生誨黔首、諭禁刑、恤鰥寡、施仁恵、郷党皆懐之。又兼甲斐国吏、能幹其事、在州時、有賊魁大蔵氏。多力聚其党、忠次早悟、自往斬大蔵、遂其党。神君詰曰、此小豎也、遣下吏而可也、吾労汝手匆哉、然実嘆美其勇也。及名其刀称大蔵、以伝于家。又奉鈞命、按検関左、及甲州寺社旧貫、計其宣寄租戸、而後請官印以授焉、至今皆守其式。其詣江府則常登当、預顧問、蒙微音、其所薦挙亦得其人。及台徳公之治世、忠次勤事如初、眷遇殊深、忠次少壮時、家貧無儲、迄其仕優、不忘昔日之窮乏、故推賤民之苦、施寛恵之

政、不妄殺人、然有違法者、行刑太厳、是以民雖倚頼、無不畏憚、焉。其家属亦多熟練民事者、故雖為陪従者、或随、上使発遣他方、或召于、営中而辱恩禄亦有之、慶長十五年六月十三日、忠次病卒於城下家、時年五十七、号勝林院源長、聞訃者皆惜之、葬於鴻巣勝願寺側。忠政縄武万石、叙従五位下、号築後守。元和元年夏、奉従難波之役、成淀河、積土嚢断長流。一夕夢、忠次帯甲冑揮陌刀、諭忠政曰、天下勝敗、在此一挙、敵放火箭、則築具焚滅、宜設其備、防護勿懈、忠政驚覚、如其言、既而築成功遂、水運不通難波、塹池乾涸、且於鴫野堤、接槍斬七人、凡同隊所得首総三十級。忠政弟忠治、有父風、能竭地方、掌関左公廨、為邑君之長、多開新畝、賜武州赤山七千石、屡奉従大猷公御狩場、忠治有馭芸、曾逐奔猪於御前、其駆馳進退得入英覧、有命曰、彼馭法如爬痒所、快哉奇哉、顧遇超群、恩賚亦渥、忠治有弟五人、忠武有故避世、忠公為伊豆国吏、忠雪列隊番士、季弟二人早世、忠治子曰忠克、克勤事如父、好聴古道、承応元年、奉今大君之命、新鑿武野七十余里、始通多摩川之水、而城下比屋之井、皆得其利、行旅歴過之人、各得其便也。寛文四年、兼補伊達信夫両郡監吏、定憲条、省賦役、民蒙其恵。忠克有二弟、治詣為常州県吏、忠臣列隊番士、忠克子曰忠常、相繋継伝襲、皆守忠次規式。監常州治水、開田而有功効。忠常追憶曽祖之功労、欲建碑刻始末、以遺於後世、請詞於余。詩曰、靡不有

初、鮮克有終、如忠次居分憂之任、揚循良之名、而創其基奥其家、可謂有初者也。貽厥孫謀、不隕声問、非克有終乎。忠常追慕、良有以也。乃拠家喋、叙其大緊、系之以銘。銘曰、司農之務、暗合古職、治水通路、正界分洫、爰灌爰溉、以種以植、産業利民、貢賦富国、撫下施政、奉上竭力、聴訟而決、執言以直、万石之禄、五品有陟

伝子及孫　順受其則

寛文癸丑六月十三日孝曾孫伊奈半十郎忠常　立之

「朝散太夫備前権守伊奈氏碑銘」（訳文）

朝散大夫（従五位の漢名）備前権守（忠次のこと）伊奈氏碑銘

弘文学士院林道甫（林鵞峰）撰

夫れ草萊（荒地）を辟（ひら）き、土地に任ずる者は、耕稼（耕作）の便にして民その利を饗（あえ）く。故に李泳（紀元前３世紀の蜀の郡守：世界最古の都江堰を造る）は蜀に聞こえ、史起（鄴の水路を修築する）は魏に顕れ、鄭国（始皇帝の時代の韓の政治家、鄭国渠と呼ばれる長大な用水路を掘る）は秦の富を増し、白公（趙の人）は漢の渠を饒（ゆた）かにす。共に一時の功を竹帛に垂るる（ちくはくにたるる：歴史に名を残す）者也。伊奈忠次は李・史の亜（準ずる）にして鄭・白の流れか。その家譜に謂う。清和源氏満快（みつよし）の裔

（子孫）なり。満快の曾孫、為公（ためとも）信州伊奈に住み、邑（むら）をもって氏となし世々歴々。忠基に至りて参州（三河）に移り小島城（愛知県西尾市）に居り廣忠君（松平広忠、家康の父）に奉仕す。忠基、忠家を生む。是忠次の父なり。忠次ははじめ熊蔵と名付け、少しくして大志あり。東照大神君（家康）を奉拝し、参（三河）・遠（遠江）・駿（駿河）の間に経歴し省斂（しょうけん：望んで専門に？）開墾のことを務め、富国撫民（国を富まし民を労わる）の力を竭（つく）す。天正 18 年（1590 年）豊臣関白、東の相州（相模）北条氏を征し（征討軍を起こし）。神君（家康）忠次をして参・遠・駿三州の水陸の事（遠征軍の輸送路の整備）を監せしめ、殊に諭して曰く。富士川の奔流急迅なり。宜しく舟を方べ（並べ？）繋連して仮梁（仮の橋）と為し、士馬（兵馬）をして沈溺の患無からしむべしと。忠次巡視経営力を竭（つく）し、その功ようやく成る。既にして関白参州吉田駅に至り、その従（軍勢）、雲のごとし。時に霖雨（長雨）大風、関白馬を進ること自若（落ち着いている）たり。諸将皆その信宿（連泊）せんことを欲すといえども関白を畏れて言うこと能（あた）はず。忠次馬前に跪き（ひざまずき）啓して曰く。風雨激しく士卒労わる（難儀している）。しばらく御轡（くつわ）をここに停めよと。関白叱して曰く。留（留めて）連日を経ればすなわち前途多いに堰かれ（川が

増水し軍勢が止められる）富士川容易に渉（わた）るを得べけんや。風雨を凌ぎて速やかに往くにしかざるなり。汝以て何と謂うやと。（何故そんなことを言うのか？）忠次重ねて曰く。如し、小軍なればすなわち宜しく台慮に任すべし。（小軍なら殿下の思うようにすればよい）今四十万騎の衆、雨を冒し風を受け、競って大川を渡れば必ず流波の禍あらん。もし不幸にして十人の溺るるものあればすなわち訛言してもって（誤って伝えられて）千百人と為さん。此れ敵をして利を得、勢を増さしむるなり。いわんや戦期未だ日を刻せざれば、即ちしばらく大駕（馬車）を憩わせ士卒（兵士）を休ましむるにしかず。殿下の武威赫々として海内（四海の内、国内）畏伏す。豈（あに）数日の遅速を以て勝敗にこだわるべけんやと。関白曰く、善いかな汝が言やと。乃ち（すなわち）吉田に留滞すること三日にして雨晴れ、風静まり大軍進発すること滞りなく、舟梁もまた成る。大いに富士川を堰き渉（わた）るに病まざるなり。衆皆喜んで曰く。忠次の一言、数十万の士をして三日の息を得しめたるなりと。累月（月を重ねること）にして北条氏殲せらる。神君始め関左（関東）の八州を管せしが、（奥州仕置に）登るとき関白北条の倉粟数十万斛（備蓄米数十万石）を以て神君に附し、（家康は）忠次をして留まりて官吏とこれを計算せしめ、而して神君と関白と進んで奥州に向かう。忠次日ならずして途中に及ぶ

（途中で追いつく）。神君曰く、余、倉廩多員（穀倉多数）、粟米億兆なれば、旬（10 日？1 か月？）を歴て畢（おわ）るべしと想いしに、汝何ぞ速やかなるやと。忠次啓して曰く、臣謂うに、粟たとえ多くともこれを減ずべからず。たとえ寡くとも、またこれを増やすべからずと。故に毎倉官吏をして某（それがし）と相共に封印せしむ。しかして郷邑（村里）の田畯（田んぼの役人）はその納税の数を記す。しからばすなわち彼此の私を容れざること明らかなり。これをもって早くことを弁ぜしなり。もし夫れ毎倉点検し、毎斛（まいごく）商量すればすなわち許多の日を費やすも何の益かこれ有らんやと。神君聞きてこれを奇とす。関白もまた官吏の早く至るを怪しみてその故を問う。官吏忠次の言を以て対ふ。関白大いに感じて曰く、我久しく忠次の器量あるを識（し）る。今般の為すところ最も決断の絶倫なるを知る。未だ知らず我が麾下に此のごときの人ありや否やを。彼もし我に使ふればすなわち万石に昇すべしと。神君欣然（喜んで）として乃ち参州小島の旧塁および武州小室・鴻巣一万石を賜りて、八州の貢税を掌（つかさど）らしめ、市川、松戸、房川三関の吏に補す。曽（かつ）て常州に在りしとき、不軌の輩蜂起蟻同す。（無法者が反乱暴動する）忠次急に部下の衆を催し、合囲してことごとく之を誅す。慶長５年（1600 年）神君東の方、上杉景勝を討ち、（上杉征伐）しばらく御馬を房川

（栗橋）に駐む。忠次奮然として進んで曰く、願わくば微臣をして此れを守らしむれば、すなわち数万の冠競い来るといえども利根川を渡ること能はじと。神君その言を可として之を許す。忠次、長男忠政をして御駕に従わしめて之を遣る（派遣する)。既にして天下一統し、累歳の労を賞し、従五位下に叙し、備前守と号し、その掌（つかさど）る所前のごとし。忠次能く民間の訟を聞き、冠盗の奸を糺し稼穡（農業）の業を勧め、田畴（田と畦）の界を正し、溝洫（田畑の間の溝）を浚い、墻壁（土や石の壁）を厚くし、莠草を芟り（雑草を刈り）種苗をまき、海畔（海のほとり）に塩を煮、山麓には炭を熾（おこ）し、桑麻楮漆を植え、金、銀、銅、鉄、硫黄、塩、硝の気を察し、土産薬草の宜を知り、而して有無（？）交易し、各その利を得しむ。八州を巡検し、水路の源を尋ね、高低を量り、広狭を較べ、田野は漑（そそ）ぎ、五穀を植え、水溢出の地に至りてはすなわち岡陵（丘陵）を壁にし、その流れを通じて海にそそぐ。かつ地理を按じ、田を開墾し、およそその監撫（治める）する所、百余万石。積年の久しき貢税倍蓰（倍増）し、戸口豊賑（富み栄え）し、挙世（世を挙げて）推して以て良吏となす。神君その富国の功を嘉（よみ）し、その新墾十分の一を以て忠次に賜ひ、その殊恩（格別の恩）を彰かにす。所在の郡邑、驛郵（街道の駅)、舟梁、の滞なく、往過の人々皆喜ぶ。平生黔首（けん

しゅ：人民の事）を誨（かい：教え諭すこと）へ、禁制を諭し、鰥寡（かんか：配偶者を失った男女）を憐み、仁恵を施し、郷党皆これに懐（なつ）く。また、兼ねて甲斐の国吏に補せられ、能くそのことを監す。州（甲州）に在りし時、賊魁大蔵氏というものあり、多力にしてその党を聚（あつ：集める）む。忠次早く悟り、自ら往（ゆい）て大蔵を斬り、その党を逐う。神君詰めて曰く、これ小賢なり、下吏を遣りて可なり。吾、汝が手づから刃するを労せんやと。然れどもその勇を嘆美するなり。すなわちその刀に名づけて大蔵と称せしめ、以て家に伝う。又、鈞命（主君の命令）を奉じ関左（関東）及び甲州寺社の旧貫（ならわし）を按検（よく調べて）し、その寄すべき租戸（寺社領）を計りて、而して後官印を請いて以て授く。（＊朱印地を授けること）今に至るまで皆その式を守る。其の江府（江戸）に詣（いた）ればすなわち常に営（江戸城？将軍の下）に登り、顧問に預かり（意見を述べること）微音を蒙る（かすかな発言もいただいてくる？）。推挙するところもまた其の人を得。（忠次が推薦する者は人材である）台徳公（徳川秀忠：2 代将軍）の治世に及び、忠次事を勤ること初めの如く、眷属殊に深し。（家来が沢山いること）忠次少壮の時、家貧にして儲なし。その仕えて優なるに迄び。（家に仕えるのは苦しいほどだった）昔日の窮乏を忘れず。故に賤民の苦を推し寛恵（寛容で情

け深い）の政を施す。妄（みだ）りに人を殺さず、然れども違法の者あれば刑を行うこと太（はなは）だ厳なり。是を以て民、倚頼（いらい）すといえども畏憚せざるなし。（畏れてはばからないことはない）其の家属もまた民事に熟練する者多し。故に陪従（付き従う）する者多しと言えども、あるいは上使（上役）に遣いて、他方に発遣せしめられ、あるいは営中に召されて恩禄（主君からもらう禄）を辱う（ありがたくいただくこと）するものまたこれあり。慶長 15 年（1610 年）六月十三日、忠次病みて城下の家に卒す。時に年五十七。勝林院源長と号す。訃を聞く者皆是を惜しむ。鴻巣勝願寺の側に葬る。忠政武を縄（つな）ぎ万石を受け、従五位に叙せられ、筑後守と号す。元和元年夏、難波の役（大坂夏の陣）に奉従し、淀川を成る。土嚢を積み長流を断つ。一夕夢む。（ある晩夢を見る）忠次甲冑を帯び、陌刀を揮（ふる）い、忠政に諭して曰く、天下の勝敗この一挙にあり、敵火箭（銃火器）を放てばすなわち築具焚滅（築いた備えを焼き滅ぼされる）せられん。宜しく其の備を設け、防護懈（おこた）ることなかるべし。忠政驚き目覚め其の言の如くす。既にして築成り功遂ぐ。水運難波に通ぜず、塹池乾涸す。（堀や池が干上がる）かつ鴫野堤（しぎのつつみ：大阪市城東区鴫野：鴫野の戦い）において槍を接して 7 人を斬る。およそ同隊得し所の首すべて３０級。忠政の弟忠治、父の風あり。能

く地方（農政）をつくし、関左（関東）の公廨（役所）を掌（つかさど）り、邑吏の長（村役人の長）となり。多く新畝を開き、武州赤山七千石を賜る。しばしば大猷公（3 代徳川家光）の御狩場に奉従す。忠治馭芸（ぎょげい：馬術）あり。かつて奔猪（勢い走る猪）御前に遂い、その駆馳進退（馬を操って進退するさま）英覧に入るを得る。命あって曰く、彼の馭法は痒処を爬（は：か）くが如く、怪なるかな奇なるかなと。顧遇（特別な扱い）群を超え、恩賚（みたまのふゆ：神の加護）もまた渥（あつ）し。忠治、弟 5 人あり。忠武故あって世を僻く（源長寺 2 代目住職日譽源底）。忠公伊豆の国吏となり、忠雪隊番士に列せらるる。季弟二人早世す。忠治の子を忠克という。事を勤ること父の如く、好んで古道を聴く。承応元年（1652 年）今大君（4 代徳川家綱）の命を奉じ、新たに武蔵七十余里を鑿（ひら）き、始めて多摩川の水を通じ（玉川上水）、而して城下比屋の井、皆その利を得、行旅歴過（旅に行き交う）の人、各その便を得たり。寛文四年（1664 年）伊達・信夫両郡の監吏に兼補せられ、憲条（法律）を定め、賦役（労役）を省き、民その恵を蒙る。忠克二弟あり、治詣常州（茨城県）の県吏となり、忠臣隊番士に列せられる。忠克の子を忠常という。相継いで伝襲し、皆忠次の規式（決まった作法）を守る。常州の治水を監し、田を開きて功効（功績）あり。忠常曽祖（ひいお

じいさん）の功労を追慕し、碑を建てて始末を刻し、以て後世に残さんと欲す。詞を余（林鵞峰）に請う。詩に曰く、初めあらざるはなし、克く終あることを鮮（すくな）しと。（物事をするのに、初めはだれでも計画を立てて一生懸命にやるが、それを最後までやりとげる者は少ない）忠次の如きは分憂（国司）の任に居て、循良（素直で性格が良いこと）の名を揚げ、而して其の基を創め、其の家を奥いにす。（長く未来に続かせる）初ある者というべきなり。厥の孫に謀を胎し、（父祖が子孫に遺すはかりごと）、声問（消息）を隠さず、克く終りあるに非ずや。（良い終りがあるに違いない）忠常の追慕、良（まこと）に以（ゆえ）有る也。すなわち家喋に拠り、（伊奈家の証言に拠り）其の大緊（大禁？：厳しい掟；家訓）を叙し、これを系（つぎ）くるに銘を以てす。銘に曰く、

司農の務、暗に古職に合す。治水通路、界を正し洫を分け、爰（ここ）に灌ぎ爰に溉す。以て種まき以て植え、産業民を利し、貢賦国を富まし、下を撫し政を施す。上に奉じ力をつくし、訟を聴きて決す。執言直を以てし、万石の禄、五品陟あり。子に伝え孫に及ぼし、順にしてその則を受く。

寛文癸丑（寛文癸丑：寛文１３年 1673 年）六月十三日

孝曾孫伊奈半十郎忠常　立之

【注解】

林鵞峰（はやしがほう）

（1618～1680）江戸前期の儒者。林羅山の子。羅山の後を継ぎ幕政に参与。昌平坂学問所の基礎を築く。日本三景の由来を記す。

鄭白(ていはく)の衣食に飽く

韓の鄭国と趙の白公の灌漑工事により、人々の生活が豊かになったという故事から生活に不自由がないたとえ

源 満快（みなもと の みつよし、生没年不詳）

平安時代中期の武将。源経基の五男。都における中級官人として活動し、右衛門尉、検非違使、相模介、下野守などを歴任し極位は従五位下であったとされる（『尊卑分脈』）。その詳しい動向は不明であるが、下野守在任中もしくはそれに近い時期に卒去していることを伝える記録が残る。三人の息子たちも中級官人として東国の受領などを務めたとされ、その子孫は武家として主に信濃国に土着した。

源為公（みなもとのためとも）

満快の曾孫。平安時代後期の武将。信濃守として任国に下向した際、同国伊那郡に上ノ平城を築城し、後に為公の後裔が南信濃に勢力を張る地盤を築いたと云われる。

伊奈半十郎忠常（いなはんじゅうろうただつね）

（1649～1680）第５代関東郡代。

司農の務～その則を受く

農政を司る者の務めは暗に（それとなく）古職（古代中国の官職）に当てはまる。治水や道を通し、境界を正し溝を掘り、ここに灌（そそ）ぎ、ここに漑（うるお）す。是を以て種をまいて植え、産業民を利し、貢税は国を富まし、下を労わり行政を施行する。上に奉じて力を尽くし、訴えを聞いて決し、意見があれば直をもってする。一万石の禄（知行地）、五位（従五位下）に登用される。子に伝え孫に及ぼし、順々に其の決まりを受ける。

備考

神根村史その他碑文を登載したるものはあるが、訓点を施し、読解の便を図ったものは皆無である。故に多々不備はあるが私かに朱を加え試みてみた。適正なら

ざる訓点を訂正し、注解を施すことを後日に帰する次第。有識の叱正を懇願し擱筆する。
昭和 28 年 2 月 1 日
川口市立北中学校教諭　田中康介

追記

この碑文の訳は昭和 28 年に川口市立北中学校教諭の田中康介先生が著わした「伊奈氏功績録」の中に掲載されていた碑文の書き下し文を写させていただき、語句、人物などに解説を加えさせていただいたものです。作業していて訳に腐心されたことが伝わってきました。先人の努力がこのように残っていなければ、到底翻訳に及ばないところでした。この場をお借りして田中先生には感謝申し上げます。

水戸市備前掘の由来

備前掘の伊奈忠次像

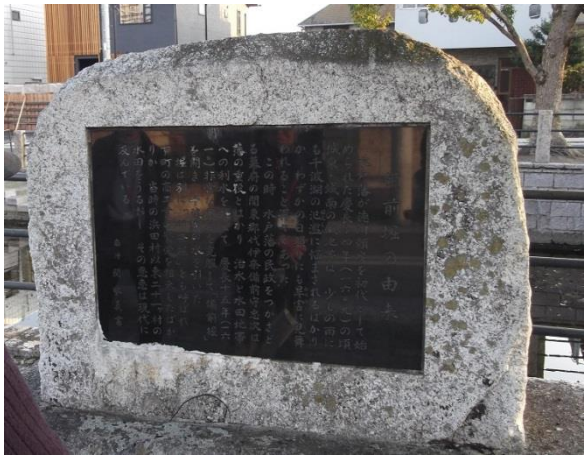

備前掘の由来の碑

水戸藩が徳川頼房を初代としてはじめられた慶長 14 年（1609）の頃、城東・城南の低地帯は少しの雨にも千波湖の氾濫に悩まされるばかりか、わずかの日照りにも旱害に見舞われること再々であった。

この時、水戸藩の藩政をつかさどる幕府の関東郡代伊奈備前守忠次は藩の重役とはかり、治水と水田地帯の利水を兼ねて、慶長 15 年

（1610）非常な困難を克服して「備前掘」を開き、千波湖の水を引いた。

堀は別に「伊奈掘」とも呼ばれ、下町の商工業を招来したばかりか、当時の浜田村以東二十一ヶ村の水田をうるおし、その恩恵は現代に及んでいる。

南沖　関　敬義書

取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑

取手市毛有薬師堂の伊奈忠治頌徳碑

取手市小貝川にある岡堰

「頌徳」（原文）

伊奈半十郎忠治先生は、三河国小島城主伊奈忠家の子忠次の次男。文禄元年江戸馬喰町郡代屋敷に生まれる。元和４年（1618 年）兄忠政の後を受け関東郡代になり、又勘定奉行を兼ね関東八州及び駿遠参三ヶ国（静岡県と愛知県東部）の貢税を司る。父備前守は治水の功績多く、武州平野十万石開発最も顕（あらわれ）る。又、敬神の念厚く大

宮氷川神社を造営す。忠治先生先考（亡父）の志を嗣ぎ、新川江戸川権現堂川を掘削して利根川の氾濫を防ぐ。昔時谷和原・相馬の地は渺茫たる沼沢たりしが、先生鬼怒川を板戸井（茨城県守谷市）の地点に、小貝川を小文間（取手市）の地点に於いて利根本流に連絡す。沼沢一変して肥沃無双の耕地となり谷和原３万石七十三ヶ村、相馬２万石三十二ヶ村の形成を見る。是より先開拓の陣屋を豊體（ぶたい：つくばみらい市）に置き岡の地を相して太郎入堰を設け同地長塚大膳に工事擔當（担当）を命ず。寛永七年（1630 年）岡堰完工す。荒蕪不毛の草原に地積（面積）を勘案して水量を誘導し萬頃（ばんけい：水面が拡がっているさま）の美田と為す。その炯眼真に神業というべく、今や遺業千秋に輝き、万民恩澤（おんたく）に浴せざるなし。近年豊穣相次ぎ衆庶鼓腹撃攘（庶民が太平の世を楽しむこと）炊煙愈々（いよいよ）豊なるにあたり、遺徳を追慕し、ここに先生の眼疾を快癒したる毛有薬師如来の尊像に跪拝し、郷友相謀りて頌徳の碑をこの地に建て後昆（後の人々）に伝う。乎先生（忠治）承応２年西紀１６５３年逝去行年６２才。長光院殿東誉営運源周大居士と謚す。武州鴻巣勝願寺に葬らるる。

昭和３３年１２月１２日　　藤代町長　海老原　旭　題額

岡堰土地改良区理事長　取手町長　中村金左衛門撰文並書

羽生市本川俣葛西親水公園の葛西用水元圦跡乃碑

羽生市本川俣の葛西用水元圦跡

葛西用水元圦跡乃碑

葛西用水元圦は万治元年（西暦 1660 年）徳川幕府の天領開発策により関東郡代伊奈半左衛門忠克によって、利根川右岸、現在の羽生市大字本川俣のこの地に取水口の設置と用水路が開削され、以来永年に亘り幾多の変遷を経て農業用水を取水してきましたが水資源開発公団による利根大堰および埼玉用水の完成に伴って昭和四十四年（西暦 1969 年）にこの元圦を廃止するに至り、以後埼玉用水から取水することになりました。

ここに葛西用水路土地改良区は本碑を建立して旧元圦の史跡を永く後世に伝えるものである。

平成六年三月

撰文　理事長　三ツ林弥太郎

葛西用水路土地改良区

【解説】

葛西用水は見沼代用水、明治用水とともに日本三大用水と称され、万治元年（1660 年）関東郡代伊奈忠克によって開削され、昭和 44 年（1969 年）埼玉用水の完成に至るまで 309 年間通水し、埼玉県東部穀倉地帯を潤してきました。通水量毎秒１６トン。灌漑面積６５００ｈａ。十ヶ領１３万石余りにおよぶ関東一の大用水です。

静岡県駿東郡小山町須走の伊奈神社の伊奈忠順事績碑

伊奈忠順像

御厨の父伊奈半左衛門忠順公の事績碑

宝永４年（１７０７年）１１月２３日。富士山の大噴火によって御厨地方は甚大な被害を受けた。小田原藩は米一万俵を放出し救助に努めたが、復旧困難として幕府に御厨地方を返却した。一方、家も田畑も失った被災民は他に離散する者が続出し、飢え死にする者も数多く出た。幕府もその被害があまりに大きいため一時は“亡所”にすることを考えたが、ようやく再三の嘆願を入れ、時の関東郡代伊奈半左衛門忠順に命じて災害対策にあたらせた。伊奈氏は代々関東郡代として治水拓殖び勝れ、半左衛門忠順はその五代目である。

着任した半左衛門は寝食を忘れて焼砂排除の指導にあたったが、工事は困難を極め作業は難航した。さらに、食料の欠乏になやむ被災民の困窮を見かねた半左衛門は、厳しい幕府の掟を破って駿府の幕府御蔵米を開き餓死寸前の難民に施した。

このため半左衛門はお役御免の身とになった。しかし、職を賭して

荒地の回復と難民の救済に尽くした半左衛門への敬慕の真情は、その後“御厨の父”として神に祀り、毎年祭礼を行って今日に至っている。

正徳二年（1712）二月二九日没して既に二百七十年、ここに郷党相謀り大恩人の銅像を建立して、御霊を慰め感謝の誠を捧げるとともにその遺徳を永く後世に伝えるものである。

昭和五十七年（1982）三月建立　銅像建立実行委員会

富士宝永噴火口（忠ちゃん牧場より）

静岡県駿東郡小山町吉久保の水神社の伊奈忠順頌徳碑

駿東郡小山町吉久保の水神社

徳富蘇峰撰の遺徳千秋碑

遺徳千秋（原文）

古之為民之牧者、開物成務、唯規公利、不計私利、衆庶愛慕、恰如考妣、是所謂現宰官之身而度者耶、如吾伊奈忠順則実其人也、宝永四年乙亥十一月二十三日、富士山噴火、砂飛石舞、天地晦冥、不弁咫、其間十有六日、堆砂至一丈余、岳麓一帯地、五十九村、即今之小山、足柄、北郷、高根、須走、御厨、玉穂、印野、原里等、皆罹其災、山林田園悉埋没于堆砂之中、寒無以衣、飢無以食、窮氓相擁而泣、領主大久保加賀守、大久保長門守、稲葉紀伊守三候、以為不堪治之、還納幕府、幕府因命駿府代官伊奈忠順兼摂焉、又令中山出雲守、河野勘右衛門来検、二人巡視惨状、絶望浩歎、諭百姓曰、汝等須離散救縁而去、忠順独憐之、不忍座視、自誓曰、予救此民矣、因請幕府、命国中領主、以賦課之事、拮据経営、利用水便、搬砂除石、漸得復旧時、於是乎五

十九村、寒足以衣飢足以食、此間事情、旧記儼存、歴々可證、忠順之為功大矣、而会坐私開府庫、賑恤窮氓、遂面其役、忠順之帰江戸也、途踰箱根山、遥顧御厨曰、噫予獲譴、而岳麓五十九村生霊、得安於其父祖墳塋之地乎、聞者無不感泣、此度慶応三年、有志是謀、営小詞於吉久保、奉祀忠順之霊、歳時行祭、至今弗懈云、癸丑夏、予寓青龍禅寺、来間遍討旧蹟、父老説忠順之事、太詳、曰、吾儕父祖、幸免相与為溝瀆之腊者、實非使君之恩賚哉、聞者、亦欲勒貞珉以其功、属予文、予不辞記其大略。此感忠順之棄已救民、亦喜此郷人不忘其恩也

大正三年三月　徳富猪一郎撰

遺徳千秋（訳文）

いにしえの民の為の治者は、人知を開発し事業を成し遂げ、ただ公利に規り、私利を計らず。庶民大衆の愛慕するところ、あたかも亡き父母のごとし。是いわゆる官吏もしくは僧侶の身に現れる。吾が伊奈忠順実に其の人也。宝永四年１１月２３日、富士山噴火。砂飛び石舞い、天地は晦冥し咫尺を弁ぜず。その間十有六日。堆砂は一丈余（３m余）に及び、富士山麓一帯、５９カ村、すなわち今の小山、足柄、北郷、高根、須走、御厨、玉穂、印野、原里等皆その災いに罹る。山林田園はことごとく埋没し、堆砂の中、寒きに衣無し、飢えに食なく、

窮民は抱き合って泣いた。領主大久保加賀守（忠増)、大久保長門守、稲葉紀伊守三候これを治るに堪えぬため、（被災した領地を）幕府に還納する。幕府の命により伊奈忠順は駿府代官を兼務する。また、中山出雲守、河野勘右衛門来検し、２人巡視して惨状に絶望し大いに嘆く。百姓に諭して曰く、汝等すべからく縁を求めて離散して此処を去るべし。忠順独りこれを憐み、座視するを忍ばず。自ら誓って曰く、予この民を救わん。幕府は請によって国中の領主に賦課（義捐金、復興税）の事を命ず。経営に励み、水便を利用し、砂を運び石を除け、ようやく旧時に復するを得る。是に於いて５９カ村は寒さに衣足り飢えに食足りる。この間の事情は旧記に厳存し、証は歴々たるべし。忠順の為功大なり、而して（会座に？）私に（独断で）府庫（駿府の米蔵）を開き、窮民にふるまい、遂にその役を免ぜられる。忠順これ江戸に帰るなり、途中箱根の山にて遥かに御厨を顧みて曰く、ああ、予は咎めを獲たり、而して岳麓５９村の生霊（民）其の父祖の墳墓の地に於いて安んじるを得たり。（これを）聞き感泣せざる者なし。此度慶応３年（１８６７年)、有志是を謀り、吉久保に於いて小詞を営む。忠順の霊を奉祀し、歳時に行祭し今に至るまで怠ることなし。癸丑（大正２年１９１３年）夏、予（徳富猪一郎）青龍禅寺（御殿場市増田）に仮住まいし、旧き事跡を遍く調べていたところ、（地元の）父老が

忠順の事を大いに、また詳しく説く。曰く、我等が父祖、幸いにも相共に干からびてつまらない死に方を免れたのは、実に使君（忠順）の恩恵以外にはないと。（これを）聞く者、また其の功を石碑に彫ることを欲す。予文をつづる、予其の大略を記すことを辞めず。忠順の棄民を救ったことに感じ、また、郷人（この地方の人々）が其の恩を忘れないことを喜ぶなり。

大正３年（１９１４年）３月

徳富猪一郎（蘇峰）撰　　題額（タイトルの筆記）　徳川家達

徳富蘇峰　国民新聞を主宰。明治・大正期における言論界の巨人。当時は貴族院議員。弟は小説家の徳富蘆花。

徳川家達　徳川家第１６代当主。当時は貴族院議長

あきる野市五日市子生神社の野良坊菜の碑

のらぼう菜

子生神社の野良坊菜の碑

野良坊菜の碑

明和四年（１７６７年）幕府代官伊奈備前守が地元名主代表小中野四郎衛門、網代五兵衛に命じて、引田、横沢、館谷、高尾、留原、小和田、五日市、深沢、養沢、原の十二ケ村にのらぼう菜（闇婆菜）も種子を配布し、栽培法を授けて、これが繁殖を計らしめた。即ち秋に植付けて越冬し春の食料不足となる端境期に新芽を賞味せしめた。

この菜が天明天保の大凶作に多くの住民が飢餓にさらされた際、人命の救助に役立ったと伝えられている。慈（ここ）にその事績を永く後世に伝える為、建碑するものである。

昭和五十二年　春日　　秋川の自然と文化を護る会

＊伊奈備前守忠宥（いなびぜんのかみただおき）

（1729～1772）第１０代関東郡代。明和元年（1764）江戸時代最大の一揆、中山道伝馬騒動を鎮静する。翌年勘定奉行を兼務。通称半左衛門

「関東郡代伊奈氏の200年」年表

西暦	年号	当主	事績	世相
1590	天正18	**伊奈忠次（備前守）**	徳川家康関東入府。関東代官頭に任ぜられる	豊臣秀吉の小田原征伐
1591	天正19		小室・鴻巣に1万石を賜り、小室（伊奈町）に陣屋を設ける	
1592	文禄元年		忠治生誕	文禄の役
1594	文禄3		会の川の締切、千住大橋の架橋、中条堤の築堤	
1597	慶長2年			慶長の役
1600	慶長5年		この頃元荒川と綾瀬川を分離	関ヶ原の戦い
1602	慶長7年		7月常陸国旧佐竹領に入り仕置きをする	佐竹義宜秋田に移封される
1603	慶長8年		下野国の検地	江戸幕府開府、江戸の総普請始まる
1604	慶長9年		備前掘（本庄市・深谷市等）の開削	
1606	慶長11年		忠治、勘定方に出仕。植田谷領805石を賜る	
1607	慶長12年		忠次過労により昏倒する。数日ののち蘇生	
1608	慶長13年		尾張総検地を行う。長男忠政大番頭に任ぜられる	
1609	慶長14年		木曽川左岸に御囲堤を築造	
1610	慶長15年	忠次没（61歳）	備前掘（水戸市）の開削	
1614.15	慶長19.20	**伊奈忠政（筑後守）**	大阪冬の陣、夏の陣に功あり.首級30を挙げる。	大坂の陣・豊臣氏の滅亡
1616	元和2年			徳川家康没（75歳）
				日光東照宮竣工
				秀忠初の日光社参
1618	元和4年	忠政没（34歳）	家督は嫡子忠勝が継ぎ、代官職は弟の忠治が継ぐ	
		伊奈忠治（半十郎）	赤山領を拝領し源長寺を菩提寺とする	
			忠勝早逝（9歳）のため小室藩は改易	
1621	元和7年		新川通りの開削。利根川と渡良瀬川が合流	
			第一回赤堀川の開削,鬼怒川・小貝川分離工事始める	
1625	寛永2年		第2回赤堀川の開削、山田沼堰を普請	

西暦	年号	当主	事績	世相
1628	寛永5年		中山道を付替え、氷川神社参道の西側に大宮宿をつくる	
1629	寛永6年		元荒川の締切、入間川への付替え、鬼怒川の付替え	
1630	寛永7年		小貝川の付替え、岡堰（相馬領・取手市）を普請	
1635	寛永12年		江戸川開削着工	参勤交代制度施行
1637	寛永14年			島原の乱
1638	寛永15年		忠治勘定奉行になる	
1641	寛永18年		権現堂川の掘削、逆川の開削、江戸川の開削竣工	
1642	寛永19年		忠治関東郡代となる	
1647	正保4年		領内に飢民なきをもって褒賞を受ける	
1653	承応2年	忠治没（62歳）	忠克関東郡代を世襲	
		伊奈忠克（半左衛門）	玉川上水着工・竣工（水道奉行として忠治・忠克）	
1654	承応3年		常陸川浚渫、赤堀川通水、利根川が銚子沖に流れる	
1657	明暦3年		焼失の為役宅を常盤橋御門内から馬喰町に移転	明暦の大火
1659	万治2年			両国橋架橋
1660	万治3年		幸手用水の開削、びわ溜井用水の開削	
			葛西用水の開削	
1664	寛文4年		上杉領上知の伊達・信夫郡の代官を兼務	
1665	寛文5年	忠克没（49歳）		
1666	寛文6年	**伊奈忠常（半十郎）**	忠常関東郡代を世襲、両国橋の修築	
1667	寛文7年		小貝川下流（龍ヶ崎市）に豊田堰を設ける	
1672	寛文12年		多摩川通り六号橋の修築	
			千住大橋の掛け替え	
1680	延宝8年	忠常没（32歳）		綱吉5代将軍に就任

西暦	年号	当主	事績	世相
		伊奈忠篤（半十郎）	忠篤世襲	
1685	貞享2年			生類憐みの令
1692	元禄5年		飛騨郡代を兼務	
1697	元禄10年	忠篤没（29歳）		
		伊奈忠順（半左衛門）		
1698	元禄11年		永代橋架橋	勅額火事
1700	元禄13年		深川埋め立て工事	
1702	元禄15年			赤穂浪士吉良邸討ち入り
1704	宝永元年		本所堤防修築	関東大洪水
1707	宝永4年			宝永地震、富士山大噴火
			宝永噴火の被災地の復旧にあたる	
1712	正徳2年	忠順没（40歳くらい）		
		伊奈忠逵（半左衛門）	忠逵世襲	
1716	享保元年		鷹場制が復活し、鷹場管理を管掌	吉宗8代将軍に就任。享保の改革
1721	享保6年			定免法制定
1727	享保12年		見沼代用水の工事奉行井沢弥惣兵衛為永を後援	
1728	享保13年		天一坊事件を処理	
1733	享保18年		勘定吟味役上首に就任	
1742	寛保2年		大水害の救済復旧の総奉行にあたる	寛保大水害
1743	寛保3年		宝永噴火の被災地の支配を終える	
1750	寛延3年	**伊奈忠辰（半左衛門）**	忠逵隠居。忠辰世襲	
			奥祐筆組頭次席を与えられる	
1754	宝暦4年	**伊奈忠宥（備前守）**	忠辰隠居、忠宥世襲。幕府より3万両拝借する	
1756	宝暦6年	忠逵没（66歳）		
1760	宝暦10年			家治10代将軍に

西暦	年号	当主	事績	世相
1763	宝暦13年		(朝鮮)人参取締御用を仰せ付けられる	
1764	明和元年		中山道伝馬騒動を収拾	
1765	明和2年		勘定奉行を兼務	
1767	明和4年	忠辰没(69歳)	のらぼう(闇婆菜じゃばな)の栽培を奨励	
1769	明和6年	**伊奈忠敬(半左衛門)**	忠宥隠居。忠敬世襲	
1772	明和9年	忠宥没(44歳)		田沼意次老中に。目黒行人坂火事
1775	安永4年		勘定吟味役となる	
1778	安永7年	忠敬没(44歳		
		伊奈忠尊(右近将監)	忠尊世襲	
1781	天明元年		上州絹一揆を収拾	
1783	天明3年			浅間山噴火、天明の大飢饉
1784	天明4年		勘定吟味役首座に就任	
1786	天明6年		関東水害の復旧に努める	
1788	天明8年		忠敬実子忠善(18)忠尊の養子となる	
			家老の永田半太夫を解任、赤山陣屋に逼塞を命ずる	
1789	寛政元年		1万5千両の拝借金の返済繰延を嘆願するが拒否される	棄捐令を発布
1791	寛政3年		忠善出奔し比叡山に隠れる	
1792	寛政4年		忠尊関東郡代を罷免。伊奈家改易される	
			赤山陣屋を破却	
1793	寛政5年			松平定信失脚
1794	寛政6年	忠尊没(31歳)		

＊幕府は伊奈家代々の功績を鑑み、忠治の三男忠重を祖とする忠盈に名跡を継がせ、1000石を与えた。

＊忠善は大和国郡山城に蟄居させられ、文化4年(1806)に病没。源長寺に葬られる。

＊伊奈忠次略年表

1550年		生誕	三河国小島城主伊奈忠基の11子忠家の子として生まれる
1563年	13歳	三河一向一揆	一揆側につき家康と戦う。敗れて追放
1579年	29歳	築山事件	信康の家臣だったため再び出奔(堺)
1582年	32歳	本能寺の変(伊賀越え)	忠次のみ家康に帰参し伊賀越えに同行

伊奈家系図

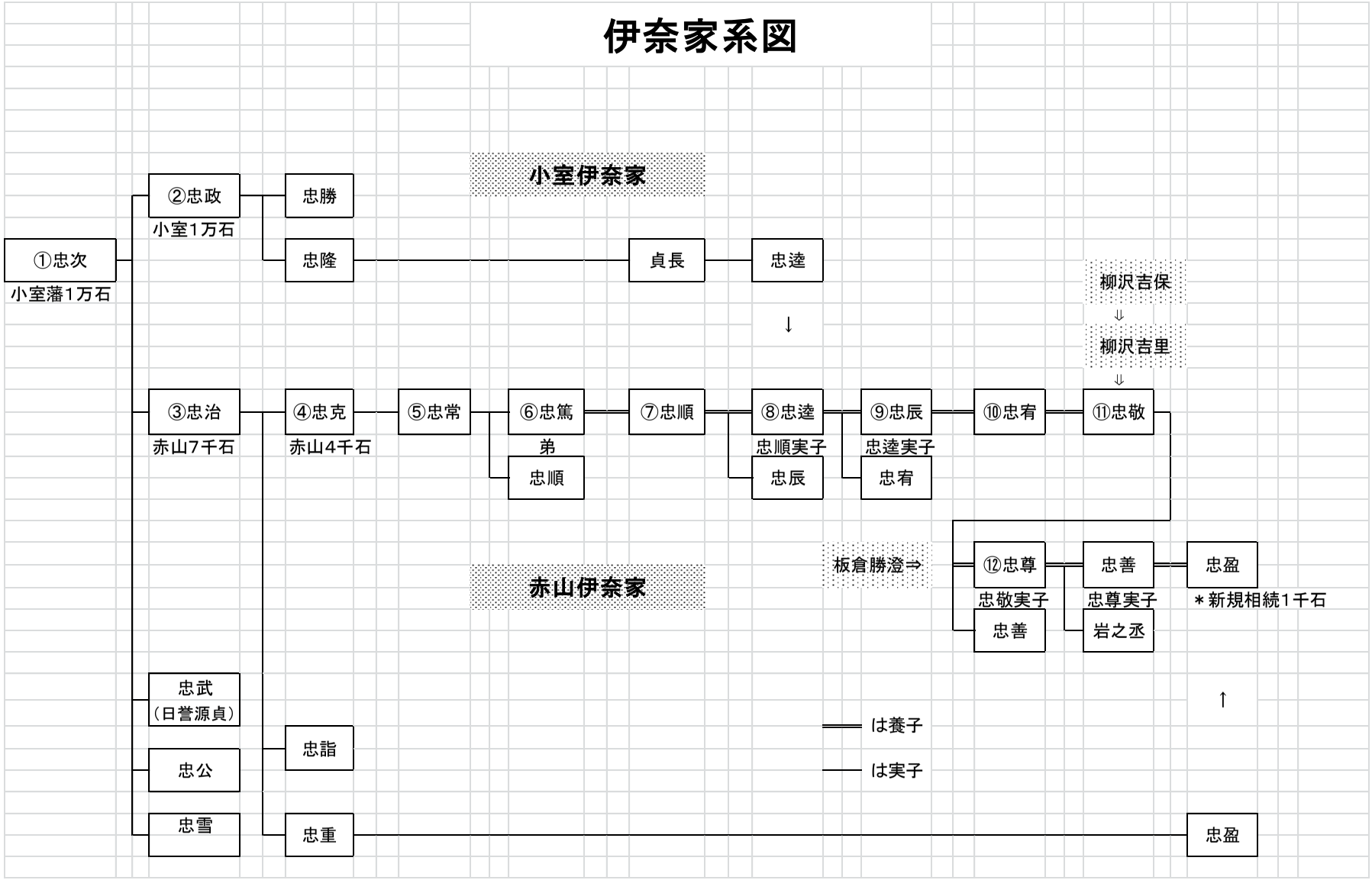
小室伊奈家
①忠次
小室藩1万石
②忠政
小室1万石
忠勝
忠隆
貞長
忠逵
柳沢吉保
⇓
柳沢吉里
⇓
③忠治
赤山7千石
④忠克
赤山4千石
⑤忠常
⑥忠篤
弟
忠順
⑦忠順
⑧忠逵
忠順実子
忠辰
⑨忠辰
忠逵実子
忠宥
⑩忠宥
⑪忠敬
赤山伊奈家
板倉勝澄⇒
⑫忠尊
忠敬実子
忠善
忠善
忠尊実子
岩之丞
忠盈
＊新規相続1千石
忠武
（日誉源貞）
忠公
忠雪
忠詣
忠重
忠盈
は養子
は実子

伊奈町丸山伊奈陣屋絵図

この絵図の画像は伊奈町観光協会からお借りしました

2013.12.13

ＡＧＣ新井宿駅と地域まちづくり協議会

関東郡代伊奈氏の２００年研究班

新井宿駅と地域まちづくり協議会

〒333-0833　川口市西新井宿 362 リカベル

[mailto:info@araijyuku.jp]ＦＡＸ　048-281-9939

会長　鈴木常久